



宮 崎 県 公 報

平成20年10月30日 (木曜日) 第 2029 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (“) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (“) 2
- 指定居宅サービス事業所の名称又は所在地の変更…………… (“) 2
- 指定居宅サービス事業の廃止…………… (“) 3
- 指定居宅介護支援事業所の名称又は所在地の変更…………… (“) 3
- 指定居宅介護介護支援事業の廃止…………… (“) 3
- 指定介護予防サービス事業所の名称又は所在地の変更…………… (“) 4
- 指定介護予防サービス事業の廃止…………… (“) 4
- 有害図書類の指定…………… (こども家庭課) 4
- 有害興行の指定…………… (“) 5

- 港湾施設の概要の公示…………… (港湾課) 5
- 公 告**
- 大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商業支援課) 6
- 大規模小売店舗の変更に関する届出 (2 件) …… (“) 7
- 地図及び簿冊の認証…………… (農村計画課) 8
- 土地改良区の定款変更の認可 (6 件) …… (農村整備課) 8
- 用途地域内建築制限の特例を認めるための意見の聴取の実施…………… (建築住宅課) 9
- 入札公告 (2 件) …… 9
- 海区漁業調整委員会告示**
- 宮崎海区漁業調整委員会告示の形式の左横書きの実施に関する告示…………… 11
- 内水面漁場管理委員会告示**
- 宮崎県内水面漁場管理委員会告示の形式の左横書きの実施に関する告示…………… 11
- 県議会告示**
- 公印規程の一部を改正する告示…………… 12
- 県議会文書取扱規程の一部を改正する告示…………… 12

告 示

宮崎県告示第 801号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123号) 第41条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成20年10月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570104481	株式会社 CREATE宮崎	宮崎県宮崎市大和町 149番地 1	デイサービスセンター めくもり	宮崎県宮崎市淀川 3丁目 6番 8号	平成20年 9月 1日	通所介護
4570301426	医療法人社団光学堂	宮崎県延岡市愛宕町 三丁目 161番地	あたごデイサービスセンター	宮崎県延岡市愛宕町 3丁目 161番地	平成20年 9月 1日	通所介護
4570900276	医療法人社団公佑会	宮崎県えびの市大河平 4327番地 37	さくら苑京町デイサービス	宮崎県えびの市島内 627番地	平成20年 9月 1日	通所介護
4570900284	医療法人社団公佑会	宮崎県えびの市大河平 4327番地 37	さくら苑デイサービス	宮崎県えびの市大河平 4327番地 37	平成20年 9月 1日	通所介護
4572200212	合同会社ケアサポートひだまり	宮崎県西臼杵郡日之影町七折 2996番地 16	デイサービスひだまり	宮崎県西臼杵郡日之影町七折 2996番地 16	平成20年 9月 1日	通所介護
4570104473	株式会社 CREATE宮崎	宮崎県宮崎市大和町 149番地 1	ヘルパーステーションすまいる	宮崎県宮崎市淀川 3丁目 6番 8号	平成20年 9月 1日	訪問介護
4570104499	株式会社光洋	宮崎県宮崎市吉村町浮之城甲 26番地	ひかりサプライ	宮崎県宮崎市阿波岐原町前浜 4276番	平成20年 9月 1日	訪問介護

		2		地 966	
--	--	---	--	-------	--

宮崎県告示第 802号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第46条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成20年10月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業		指定居宅介護支援者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570104465	株式会社 CREATE宮崎	宮崎県宮崎市大和町 149番地 1	ケアプランセンター きぎずな	宮崎県宮崎市淀川 3 丁目 6 番 8 号	平成20年 9 月 1 日	居宅介護支援
4570104507	医療法人恒友会	宮崎県宮崎市広原字前原1350番	指定居宅介護支援事業所 エンゼルホーム	宮崎県宮崎市広原字前原1350番	平成20年 9 月 1 日	居宅介護支援
4570301418	株式会社カイホウ	宮崎県延岡市柚の木田町1307番地	居宅介護支援事業所 桜道	宮崎県延岡市下伊形町 2 - 334	平成20年 9 月 1 日	居宅介護支援

宮崎県告示第 803号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第53条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成20年10月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570301426	医療法人社団光学堂	宮崎県延岡市愛宕町三丁目 161番地	あたごデイサービスセンター	宮崎県延岡市愛宕町 3 丁目 161番地	平成20年 9 月 1 日	介護予防通所介護
4570900276	医療法人社団公佑会	宮崎県えびの市大河平4327番地37	さくら苑京町デイサービス	宮崎県えびの市島内 627番地	平成20年 9 月 1 日	介護予防通所介護

宮崎県告示第 804号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成20年10月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	変更前		変更後		変更年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	所在地		
4571700675	くつろぎ	宮崎県北諸県郡三股町大字宮村字植木2860-1	くつろぎ	宮崎県都城市立野町3655-2	平成20年 9 月 1 日	通所介護
4570200693	デイサービスふるる	宮崎県都城市都島町 118-2	デイサービスふるる	宮崎県都城市安久町5596-3	平成20年 9 月10日	通所介護
4570200958	ホームヘルプふるる	宮崎県都城市都島町 118-2	ホームヘルプふるる	宮崎県都城市安久町5596-3	平成20年 9 月10日	訪問介護

4570104044	合同会社ヘルパー ステーション木蓮	宮崎県宮崎市大字 小松3145番地1	合同会社ヘルパー ステーション木蓮	宮崎県宮崎市大字 小松2687番地13	平成20年9月21日	訪問介護
4571900226	ケアセンター一期 一会ホームヘルプ サービス	宮崎県東諸県郡国 富町大字宮丸 3 66	ケアセンター一期 一会ホームヘルプ サービス	宮崎県東諸県郡国 富町大字須志田 1 37-1	平成20年9月1日	訪問介護

宮崎県告示第 805号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定
居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成20年10月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4570101651	有限会社高木ライ フ企画	宮崎県宮崎市老松 1-6-19	高木デイサービス センター	宮崎県宮崎市下北 方町 996-13	平成20年9月25日	通所介護
4570103467	有限会社高木ライ フ企画	宮崎県宮崎市老松 1丁目6番19号	高木デイサービス センター城ヶ崎	宮崎県宮崎市恒久 3丁目5番19号	平成20年9月25日	通所介護
4570500365	有限会社愛加	宮崎県宮崎市天満 一丁目5番11号、 シャローム 203号	上町介護付有料老 人ホーム愛加	宮崎県小林市堤29 16番地5	平成20年9月30日	特定施設入居 者生活介護
4570101156	ケア宅・鳥越有限 会社	宮崎県宮崎市鶴島 2-2-17	宮崎ケアライフ	宮崎県宮崎市鶴島 2丁目2番17号	平成20年9月1日	訪問介護
4570500340	有限会社愛加	宮崎県宮崎市天満 一丁目5番11号、 シャローム 203号	上町ヘルパーセン ター愛加	宮崎県小林市堤29 16番地5	平成20年9月30日	訪問介護

宮崎県告示第 806号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定
居宅介護支援事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届
出があった。

平成20年10月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介 護 保 険 事 業 所 番 号	変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
4571800368	アメックス居宅介 護支援事業所	西諸県郡野尻町大 字三ヶ野山字岩瀬 口3271-1	アメックス居宅介 護支援事業所	宮崎市江平東町10 番地6	平成20年9月1日	居宅介護支援
4571900234	ケアセンター一期 一会	東諸県郡国富町大 字本庄6551	ケアセンター一期 一会	東諸県郡国富町大 字宮丸 366	平成20年9月1日	居宅介護支援
4570200644	有限会社ケアセン ターみやこじま	都城市都島町118 -2	有限会社ケアセン ターみやこじま	都城市安久町5596 -3	平成20年9月10日	居宅介護支援

宮崎県告示第 807号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定
居宅介護支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成20年10月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業		指定居宅介護支援者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570101511	特定非営利活動法人地球人	宮崎県宮崎市橘通東5-7-13	在宅サービス支援センター手と手	宮崎県宮崎市橘通東5-7-13	平成20年9月16日	居宅介護支援

宮崎県告示第 808号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成20年10月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	変更前		変更後		変更年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	所在地		
4571700675	くつろぎ	宮崎県北諸県郡三股町大字宮村字植木2860-1	くつろぎ	宮崎県都城市立野町3655-2	平成20年9月1日	介護予防通所介護
4570200693	デイサービスふるる	宮崎県都城市都島町118-2	デイサービスふるる	宮崎県都城市安久町5596-3	平成20年9月10日	介護予防通所介護
4570200958	ホームヘルプふるる	宮崎県都城市都島町118-2	ホームヘルプふるる	宮崎県都城市安久町5596-3	平成20年9月10日	介護予防訪問介護
4570104044	合同会社ヘルパーステーション木蓮	宮崎県宮崎市大字小松3145番地1	合同会社ヘルパーステーション木蓮	宮崎県宮崎市大字小松2687番地13	平成20年9月21日	介護予防訪問介護
4571900226	ケアセンター一期一会ホームヘルプサービス	宮崎県東諸県郡国富町大字宮王丸366	ケアセンター一期一会ホームヘルプサービス	宮崎県東諸県郡国富町大字須志田137-1	平成20年9月1日	介護予防訪問介護

宮崎県告示第 809号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成20年10月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570103467	有限会社高木ライフ企画	宮崎県宮崎市老松1丁目6番19号	高木デイサービスセンター城ヶ崎	宮崎県宮崎市恒久3丁目5番19号	平成20年9月25日	介護予防通所介護
4570500365	有限会社愛加	宮崎県宮崎市天満一丁目5番11号、シャローム203号	上町介護付有料老人ホーム愛加	宮崎県小林市堤2916番地5	平成20年9月30日	介護予防特定施設入居者生活介護
4570101156	ケア宅・鳥越有限会社	宮崎県宮崎市鶴島2-2-17	宮崎ケアライフ	宮崎県宮崎市鶴島2丁目2番17号	平成20年9月1日	介護予防訪問介護
4570500340	有限会社愛加	宮崎県宮崎市天満一丁目5番11号、シャローム203号	上町ヘルパーセンター愛加	宮崎県小林市堤2916番地5	平成20年9月30日	介護予防訪問介護

宮崎県告示第 810号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第13条第1項の規定により、青少年に有害な図書類

として次のものを指定した。

平成20年10月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定番号	種類	題 名	発行所名	指定年月日
20年-19	書籍	電撃姫 11月号 (2008年11月1日発行)	アスキー・メディアワークス	平成20年10月21日
20 -20	書籍	G y u～してっ! (平成20年11月1日発行)	株式会社ブレインハウス	
20 -21	書籍	コミック 快樂天 11月号 (平成20年11月1日発行)	ワニマガジン社	
20 -22	書籍	愛体 愛の体験スペシャルDX 11月号 (平成20年11月1日発行)	竹書房	
20 -23	書籍	comicキャンドール VOL.58 (平成20年11月12日発行)	実業之日本社	
20 -24	書籍	C h u ッDVD チュッ スペシャル 11月号 (平成20年11月1日発行)	株式会社ワニマガジン社	
20 -25	書籍	Y O U N G momo ヤンモモ VOL.6 (2008年11月1日発行)	メディア・クライス株式会社	
20 -26	書籍	Street S U G A R 11月号 増刊 (平成20年11月5日発行)	株式会社サン出版	
20 -27	書籍	メンズヤング 11月号 (平成20年10月30日発行)	株式会社双葉社	
20 -28	書籍	D O P E ドープ 11月号 (平成20年11月1日発行)	株式会社ハローケイエンターテインメント	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 811号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成20年10月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定番号	種類	題 名	制作・配給会社名	指定年月日
20年-51	映画	絶倫老年 舐めねばる舌	オーピー映画	平成20年10月21日
20 -52	映画	美人歯科 いじくり抜き治療	オーピー映画	
20 -53	映画	俺たちの街	エスピーオー	
20 -54	映画	男☆狼 トワイライト	オーピー映画	
20 -55	映画	十年愛	テンダープロ	
20 -56	映画	裸身の裏顔 ふしだらな愛	オーピー映画	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 812号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次の

とおり公示する。

関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県北部港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

なお、港湾施設の概要の公示（平成19年宮崎県告示第 308号）は、廃止する。

平成20年10月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

港 名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置 (図面対象番号)	数 量	能 力
細島港	水域 施設	航路	日向市大字日知屋字 幡浦地先及び日向市 大字細島字宮ノ上地 先 (A-1-1)	延長 1,400.0 メートル	水深 7.5メ ートル 幅員 100.0 メート ル
			泊地	日向市大字日知屋字 幡浦地先及び日向市 大字細島字八坂町地 先 (A-2-1)	面積 164,060 平方メー トル
			日向市大字日知屋字 西ノ原地先及び日向 市大字細島字地蔵町 地先 (A-2-2)	面積 111,980 平方メー トル	水深 4.5メ ートル
			日向市大字日知屋字 越ノ元地先及び日向 市大字日知屋字西ノ 原地先 (A-2-3)	面積 42,750平 方メート ル	水深 3.5メ ートル
			日向市大字日知屋字 幡浦地先 (A-2-4)	面積 7,790平 方メート ル	水深 3.5メ ートル
			日向市大字細島字八 坂町地先 (A-2-5)	面積 28,950平 方メート ル	水深 3.5メ ートル
			日向市大字細島字伊 勢町地先 (A-2-6)	面積 12,450平 方メート ル	水深 3.0メ ートル

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成20年10月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
A・コープ三股店
北諸県郡三股町樺山4963番1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社エーコープみやざき 代表取締役 羽田正治
宮崎市花ヶ島町鴨の丸 829番地1
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社エーコープみやざき 代表取締役 羽田正治
宮崎市花ヶ島町鴨の丸 829番地1
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成21年6月11日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,500㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地南側 (No.1) 22台、
建物敷地外東側 (No.2) 108台
合計 130台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物敷地南側 43台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物東側 (No.1) 96.0㎡、
建物西側 (No.2) 76.8㎡
合計 172.8㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物西側 (No.1) 22.9㎡、
建物西側 (No.2) 12.1㎡、
建物西側 (No.3) 13.6㎡、
建物西側 (No.4) 13.6㎡
合計 62.2㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時30分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分～午後10時00分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
建物敷地南側駐車場西側 1箇所（出入口）、
南側 1箇所（出入口）、東側 1箇所（出入口）
建物敷地外東側駐車場南側 1箇所（出入口）、
西側 2箇所（出入口）

<p>合計 6 箇所</p> <p>(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 建物東側 (No.1) 午前 6 時～午前 10 時、 建物西側 (No.2) 午前 6 時～午後 6 時</p> <p>8 届出年月日 平成 20 年 10 月 17 日</p> <p>9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、 宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県 税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事 務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成 20 年 10 月 30 日から平成 21 年 3 月 2 日まで</p> <p>10 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商業支援課</p> <p>(2) 期間 平成 20 年 10 月 30 日から平成 21 年 3 月 2 日まで</p> <p>11 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地 域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見ととも に、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売 店舗の名称を日本語により記載すること。</p>	<p>福井県福井市順化 2 丁目 26 番 23 号</p> <p>(3) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,144㎡</p> <p>(4) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>① 駐車場の位置及び収容台数 建物敷地東側 90 台</p> <p>② 駐輪場の位置及び収容台数 設置なし</p> <p>③ 荷さばき施設の位置及び面積 建物東側 32㎡</p> <p>④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物東側 16.74㎡ 建物敷地東側駐車場南側 32.78㎡ 合計 49.52㎡</p> <p>(5) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>① 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後 9 時</p> <p>② 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 建物敷地東側駐車場西側 3 箇所、 建物敷地東側駐車場北側 2 箇所、 建物敷地東側駐車場東側 1 箇所 合計 6 箇所</p> <p>③ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前 6 時 00 分～午後 10 時 00 分</p> <p>5 届出年月日 平成 20 年 10 月 8 日</p> <p>6 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、 宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県 税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事 務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成 20 年 10 月 30 日から平成 21 年 3 月 2 日まで</p> <p>7 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商業支援課</p> <p>(2) 期間 平成 20 年 10 月 30 日から平成 21 年 3 月 2 日まで</p> <p>8 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地 域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見ととも に、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売 店舗の名称を日本語により記載すること。</p>
<p>大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 附則第 5 条第 1 項 の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、届出書 その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活 環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日 から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成 20 年 10 月 30 日 宮崎県知事 東国原 英 夫</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 100 満ボルト宮崎東店 宮崎市新別府町麓 358 番地 1 外</p> <p>2 変更しようとする事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 (変更前) 午前 10 時 (変更後) 午前 9 時</p> <p>② 来客が駐車場を利用することができる時間帯 (変更前) 午前 9 時 30 分～午後 9 時 30 分 (変更後) 午前 8 時 30 分～午後 9 時 30 分</p> <p>3 変更する年月日 平成 20 年 10 月 10 日</p> <p>4 上記 2 の変更に係るもの以外の事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名 株式会社サンキュー高島屋 代表取締役 柴田清一郎 福井県福井市順化 2 丁目 26 番 23 号</p> <p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社サンキュー高島屋 代表取締役 柴田清一郎</p>	<p>大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 附則第 5 条第 1 項 の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、届出書 その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活 環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日 から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成 20 年 10 月 30 日 宮崎県知事 東国原 英 夫</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地</p>

<p>100満ボルト都城店 都城市吉尾町6099 外</p> <p>2 変更しようとする事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 (変更前) 午前10時 (変更後) 午前 9 時</p> <p>② 来客が駐車場を利用することができる時間帯 (変更前) 午前 9 時30分～午後 9 時30分 (変更後) 午前 8 時30分～午後 9 時30分</p> <p>3 変更する年月日 平成20年10月10日</p> <p>4 上記 2 の変更に係るもの以外の事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社サンキュー高島屋 代表取締役 柴田清一郎 福井県福井市順化 2 丁目26番23号</p> <p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社サンキュー高島屋 代表取締役 柴田清一郎 福井県福井市順化 2 丁目26番23号</p> <p>(3) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,779㎡</p> <p>(4) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>① 駐車場の位置及び収容台数 建物敷地内 241台</p> <p>② 駐輪場の位置及び収容台数 A 棟北東側 22台</p> <p>③ 荷さばき施設の位置及び面積 A 棟南東側 50㎡</p> <p>④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 A 棟南東側 (No.1) 2.08㎡ A 棟南東側 (No.2) 27.66㎡ 合計 29.74㎡</p> <p>(5) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>① 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後 9 時</p> <p>② 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 建物敷地北西側 2 箇所、 建物敷地北東側 2 箇所、 建物敷地南東側 1 箇所 合計 5 箇所</p> <p>③ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前 6 時00分～午後10時00分</p> <p>5 届出年月日 平成20年10月 8 日</p> <p>6 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成20年10月30日から平成21年 3 月 2 日まで</p>	<p>7 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商業支援課</p> <p>(2) 期間 平成20年10月30日から平成21年 3 月 2 日まで</p> <p>8 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>国土調査法 (昭和26年法律第 180号) 第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。 平成20年10月30日 宮崎県知事 東国原 英 夫</p> <p>1 地籍調査を行った者の名称 宮崎郡清武町</p> <p>2 地籍調査を行った期間 平成18年 4 月 1 日から平成20年 3 月 6 日</p> <p>3 地籍調査を行った地域 宮崎郡清武町大字加納の一部</p> <p>4 認証年月日 平成20年10月20日</p> <hr/> <p>土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第30条第 2 項の規定により、霧島狭野原土地改良区 (高原町) から平成20年 4 月21日付けで申請のあった定款の変更を認可した。 平成20年10月30日 宮崎県知事 東国原 英 夫</p> <hr/> <p>土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第30条第 2 項の規定により、湯之元土地改良区 (高原町) から平成20年 4 月21日付けで申請のあった定款の変更を認可した。 平成20年10月30日 宮崎県知事 東国原 英 夫</p> <hr/> <p>土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第30条第 2 項の規定により、宇都土地改良区 (高原町) から平成20年 5 月 9 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。 平成20年10月30日 宮崎県知事 東国原 英 夫</p> <hr/> <p>土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第30条第 2 項の規定により、蒲傘田土地改良区 (高原町) から平成20年 5 月 9 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。 平成20年10月30日 宮崎県知事 東国原 英 夫</p> <hr/> <p>土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第30条第 2 項の規定により、木脇土地改良区 (国富町) から平成20年 6 月 2 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。 平成20年10月30日 宮崎県知事 東国原 英 夫</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、薩摩原土地改良区(国富町)から平成20年6月2日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成20年10月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第14項の規定により同条第5項ただし書の規定による許可を与えることについて、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成20年10月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請者	株式会社宮崎ミツバ 取締役社長 畑中 和宏
敷地の位置	北諸県郡三股町今市1-2
用途地域名	第一種住居地域
建築物用途	自動車部品製造工場
床面積及び 原動機出力	自動車部品製造工場部分 2,272.49㎡ 529.6kW(空気圧縮機に係る原動機出力 112kW)
工事種別及 び構造	増築 鉄骨造
意見の聴取 の日時	平成20年11月4日 午後1時30分から
意見の聴取 の場所	北諸県郡三股町大字樺山4373番地2 三股町第7地区分館

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成20年10月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 LAN用クライアントパソコン等機器一式
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による
- (3) 契約期間 平成21年3月1日から平成26年2月28日まで
- (4) 納入場所 仕様書による
- (5) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に100分の5に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 平成20年宮崎県告示第233号に規定する資格を有する者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種のうち、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理(システム開発を含む。)若しくはその他であること。
 - イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
 - エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
 - オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。
 - カ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イからオまでの資格要件を満たすことを証明する書類を提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

ア 提出場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509
電話番号0985(31)0110

イ 提出期限 平成20年11月28日(金)午後5時

ウ 提出方法 持参又は郵送(郵便にあつては、書留郵便に限る。)により提出すること。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 平成20年10月30日から平成20年12月9日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

5 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 平成20年10月30日から平成20年11月28日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部1階102会議室
- (2) 日時 平成20年11月11日(火)午後2時

7 入札及び開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部1階102会議室

- (2) 日時 平成20年12月10日(木)午後1時
- 8 入札保証金
入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。
- 9 入札の無効に関する事項
宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。
- 10 落札者の決定の方法
予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 11 契約に関する事務を担当する部局
宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- 12 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 13 その他
(1) この競争入札による調達、世界貿易機構（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
(1) Nature and quantity of the product to be purchased:
PC Network System for lokal area, 1 set
(2) Time limit for tender: 1:00 p.m. 10 Dec, 2008
(3) Contact point for the notice: Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL:0985-31-0110

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成20年10月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 競争入札に付する事項
(1) 借入物品及び数量 宮崎交通管制システム上位装置一式
(2) 借入物品の特質等 仕様書による
(3) 契約期間 平成21年3月1日から平成26年2月28日まで
(4) 納入場所 仕様書による
(5) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に100分の5に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 契約に係る特約事項
(1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

- イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格
(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
ア 平成20年宮崎県告示第233号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で営業種目が一般機械器具類で種目が電気機器若しくは通信機器又は業種がサービス（役務の提供）に関する業種で営業種目が賃貸業務で種目が電算機器若しくはその他であること。
イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者においては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。
カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イからオまでの資格要件を満たすことを証明する書類を提出しなければならない。
なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。
ア 提出場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509
電話番号0985(31)0110
イ 提出期限 平成20年11月28日(金)午後5時
ウ 提出方法 持参又は郵送（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
(2) 期間 平成20年10月30日から平成20年12月9日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 5 入札説明書及び仕様書の交付
(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
(2) 期間 平成20年10月30日から平成20年11月28日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 6 入札説明会の場所及び日時
(1) 場所 宮崎県警察本部1階 102会議室
(2) 日時 平成20年11月11日(火)午後3時
- 7 入札及び開札の場所及び日時
(1) 場所 宮崎県警察本部1階 102会議室
(2) 日時 平成20年12月10日(木)午後2時
- 8 入札保証金
入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。
- 9 入札の無効に関する事項
宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。
- 10 落札者の決定の方法

- 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 11 契約に関する事務を担当する部署
宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- 12 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 13 その他
 - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機構 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 - (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

- 14 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
Miyazaki Traffic Control system Equipment, 1 set
 - (2) Time limit for tender: 2:00 p.m. 10 Dec, 2008
 - (3) Contact point for the notice: Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL:0985-31-0110

海区漁業調整委員会告示

宮崎海区漁業調整委員会告示の形式の左横書きの実施に関する告示をここに公表する。

平成二十年十月三十日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村田 壽

宮崎海区漁業調整委員会告示第一号

宮崎海区漁業調整委員会告示の形式の左横書きの実施に関する告示

(趣旨)

第一条 この告示は、この告示の施行の際現に公表されている縦書きの形式をとっている告示(以下「既存告示」という。)の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第一条 既存告示の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存告示における右方はこの告示による改正後の既存告示(以下「改正後告示」という。)における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。

一 改正後告示における文字(符号を含む。以下同じ。)の配置は、既存告示における文字の配置とする。

2 前項の規定は、既存告示において既に左横書きの形式をとっている表(別表を含む。以下同じ。)及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存告示中次の表の上覧に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、款、条、表及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
一 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
二 漢数字(次に掲げるものを除く。)	アラビア数字(漢数字を)

く。) ア 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの イ 一の項及び二の項に定めるもの	区切る記号は前記、三けたごとにコンマによって区切ることも、小数点を養す中点はトリオドに改めるものとする。)
四 左(文面上の)又は方向を示すために用いられているものに限る。)	次
五 促音に用いる「っ」	「っ」

2 前項の表四及び五の項の規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前二項の規定によることが適当でないと認められるときは、別に定めるところによる。
(委任)

第四条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成二十年十一月一日から施行する。

内水面漁場管理委員会告示

宮崎県内水面漁場管理委員会告示の形式の左横書きの実施に関する告示をここに公表する。

平成二十年十月三十日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 染 矢 忠 孝

宮崎県内水面漁場管理委員会告示第一号

宮崎県内水面漁場管理委員会告示の形式の左横書きの実施に関する告示

(趣旨)

第一条 この告示は、この告示の施行の際現に公表されている告示(縦書きの形式をとっているものに限る。以下「既存告示」という。)の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 既存告示の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存告示における右方はこの告示による改正後の既存告示(以下「改正後告示」という。)における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。

一 改正後告示における文字(符号を含む。以下同じ。)の配置は、既存告示における文字の配置とする。

2 前項の規定は、既存告示において既に左横書きの形式をとっている表(別表を含む。以下同じ。)及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存告示中次の表の上覧に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、款、条、表及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
一 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
二 漢数字(次に掲げるものを除く。)	アラビア数字

ア 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの	
イ 一の項及び二の項に定めるもの	
四 左(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)	次
五 促音に用いる「っ」	「っ」

2 前項の表四の項及び五の項の規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前項の規定によることが適当でないと認められるときは、別に定めるところによる。

(委任)

第四条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成二十年十一月一日から施行する。

通 関 令 告 示

公印規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成二十年十月三十日

宮崎県議会議長 坂口博美

宮崎県議会告示第十五号

公印規程の一部を改正する告示

公印規程(昭和四十四年宮崎県議会告示第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「行なう」を「行う」に改める。

第八条第二項を削り、同条第三項各号列記以外の部分中「前三項」を「前項」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項を同条第二項とする。

第九条中「総務課が」を「総務課長が」に、「総務課備えつけの」を「総務課備付けの」に改める。

附 則

この告示は、平成二十年十一月一日から施行する。

県議会文書取扱規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成二十年十月三十日

宮崎県議会議長 坂口博美

宮崎県議会告示第十六号

県議会文書取扱規程の一部を改正する告示

県議会文書取扱規程(平成十二年宮崎県議会告示第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号を次のように改める。

五 文書管理システム 電子計算機を利用して起案、決裁、施行、保存及び廃棄に関する文書の情報管理を行うシステムで、総務部総務課長が管理するものをいう。

第二条中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号から第十二号までを二号ずつ繰り上げ、同条第十三号中「総合文書管理システム」を「文書管理システム」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第十四号中「総合文書管理システム」を「文書管理システム」に改め、同号を同条第十二号とし、同条中第十五号を第十三号とし、第十六号を第十四号とする。

第三条第二項中「処理及び」を削り、「総合文書管理システム」を「文書管理システム」に改める。

第五条第四項第五号中「総合文書管理システム」を「文書管理システム」に改める。

第六条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 指令 申請に基づき特定の個人又は団体に対して命令するものの

第七条第一項第二号中「規則、告示」を「規則及び告示」に改め、同項第三号中「総合文書管理システム」を「文書管理システム」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 指令 記号は「シレイ」の文字の次に課番号を加えたものとし、番号は文書管理システムにより付けること。

第七条第二項中「前項第三号」の下に「又は第四号」を加え、「一般文書」を「指令又は一般文書」に、「総合文書管理システム」を「文書管理システム」に改め、同条第三項中「一般文書」を「指令及び一般文書」に、「総合文書管理システム」を「文書管理システム」に改め、同条第四項中「一般文書」を「指令又は一般文書」に、「総合文書管理システム」を「文書管理システム」に改め、同条第五項中「一般文書」を「指令及び一般文書」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「前項の規定にかかわらず、」を削り、同項を同条第六項とする。

第八条第四項第二号中「総合文書管理システム」を「文書管理システム」に改める。

第八条の三の見出し中「受信電子文書等」を「総合行政ネットワーク等文書」に改め、同条第一項中「総合文書管理システムにより受信した電子文書(以下「受信電子文書」という。)並びに」を削り、同条第三項中「受信電子文書及び」及び「(以下「受信電子文書等」という。)」を削り、同条第四項中「受信電子文書等」を「総合行政ネットワーク等文書」に改める。

第八条の四第一項を次のように改める。

文書取扱主任は、総合行政ネットワーク等文書を受取したとき又は転送を受けたときは、次により処理しなければならない。

一 総合行政ネットワーク等文書に電子署名がなされている場合は、発信元の電子署名を確認した後、紙に出力し、確認者として押印すること。

二 総合行政ネットワーク等文書に電子署名がなされていない場合は、紙に出力すること。

第十条第一項を次のように改める。

起案は、文書管理システムに登録して出力する決裁同書により行うものとする。

第十条第二項を削り、同条第三項中「前三項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十三条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第五号中「総務課長」の下に「又は総務部行政経営課長」を加え、同号を同条第四号とする。

第十六条第一項中「総合文書管理システム」を「文書管理システム」に改める。

第十七条第二項を削る。

第二十条中「電子決裁による場合を除き、」を削る。

第二十一条第二項中「電子起案した」を「第十条第一項の規定により起案した」に、「総合文書管理システム」を「文書管理システム」に改める。

第二十二条第一項ただし書を削る。

第二十三条第一項中「及び第二項」を削り、「総合文書管理システム」を「文書管理システム」に改め、同条第二項中「電子決裁の場合を除き、」を削り、同条第三項中「総合文書管理システム」を「文書管理システム」に改め、同条第四項中「第十条第三項前段及び第四項」を「第十条第二項前段及び第三項」に改め、「決裁された文書」の下に「（前項に該当するものを除く。）」を加え、「総合文書管理システム」を「文書管理システム」に改める。

第二十四条を次のように改める。

（供覧）

第二十四条 供覧すべき文書は、決裁用書を用い、取扱区分欄に「供覧」と表示をし、関係者の閲覧に供するものとする。ただし、軽易な文書については、当該文書の余白に「供覧」と朱書し、閲覧印を押して関係者の閲覧に供することができる。

第二十八条第一項第六号を削り、同条第二項各号別記以外の部分中「発送しようとするときは」の下に「、主務課において原議に施行日を記入し」を加え、同項第一号を次のように改める。

一 文書管理システムに施行日を登録すること。

第三十条第一項並びに第三十一条第一項、第二項及び第四項中「総合文書管理システム」を「文書管理システム」に改める。

第三十三条第一項中「及び一年」を「一年及び一年未満」に改め、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、保存期間の区分が一年未満の文書については、当該文書が完結した日から起算する。

第三十五条第一項中「及び一年保存の文書」を「並びに保存期間の区分が一年及び一年未満の文書」に改め、同条第二項中「総合文書管理システムにより引継文書一覧表を作成し、又は」を削る。

第三十七条第一項中「総合文書管理システムに必要事項を登録し、又は」を削る。

第三十八条第二項中「総合文書管理システム」を「文書管理システム」に改める。

第三十九条第三項中「総合文書管理システムにより廃棄文書一覧表を作成し、又は」を削る。

別表に次のように加える。

（一年未満）

- 一 照会、回答、依頼、協議、通知等の文書のうち一時的なもの
- 二 前号に掲げるもののほか、随時廃棄することが適当と認められるもの

附 則

この告示は、平成二十年十一月一日から施行する。